

## 報告 3

三次市立学校教職員定期健康診断実施要領の一部を改正する訓令  
について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律 162 号）  
第 25 条第 3 項の規定により，三次市立学校教職員定期健康診断実施要  
領の一部を改正する訓令について，別紙のとおり報告します。

令和 3 年 3 月 22 日提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由